

アイヌの伝統的生活空間の再生に関する実施要領（案）

I アイヌの伝統的生活空間の再生に関する実施要領及び事業実施計画

1. アイヌの伝統的生活空間の再生に関する実施要領
 - (1) 実施要領の性格
 - (2) 実施要領の内容
2. アイヌの伝統的生活空間の再生に関する事業実施計画
 - (1) 事業実施計画の性格
 - (2) 事業実施計画の内容

II 地域におけるアイヌの伝統的生活空間の再生

1. アイヌの伝統的生活空間の再生に関する基本的考え方
 - (1) 基本構想における基本的考え方
 - (2) 目指す姿
2. 地域におけるアイヌの伝統的生活空間の再生に関する基本的事項
 - (1) 基本的考え方
 - (2) 地域の設定
 - (3) 推進体制
3. 空間の活用等
 - (1) 空間の形成
 - (2) 空間の運営管理
4. 自然素材の育成
5. 人材育成及び調査研究等
6. 空間を活用して実施される文化的活動
 - (1) 体験交流のための活動
 - (2) その他の文化的活動
7. 必要な措置等
 - (1) 予算
 - (2) 規制緩和等
 - (3) 実施状況の検証及び事業の評価
 - (4) その他

I アイヌの伝統的生活空間の再生に関する実施要領及び事業実施計画

1. アイヌの伝統的生活空間の再生に関する実施要領

(1) 実施要領の性格

平成8年4月、ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会が、新しい施策として、アイヌの伝統的な生活の場（イオル）の再生をイメージした伝統的生活空間の再生について提言した。平成16年8月からのイオル再生等アイヌ文化伝承方策検討委員会における検討を経て、平成17年7月、アイヌ文化振興等施策推進会議は、アイヌの伝統的生活空間の再生のあり方について、基本的な考え方として、「アイヌの伝統的生活空間の再生に関する基本構想」（以下「基本構想」という。）を取りまとめた。

基本構想は、アイヌの伝統的生活空間の再生のあり方に関する基本的な考え方を取りまとめたものであり、地域において実施されるアイヌの伝統的生活空間の再生に関し、その基盤や背景となる必要性や意義、また、その空間が備えるべき基本的な機能や形態を示したものである。

アイヌの伝統的生活空間の再生に関する実施要領（以下「実施要領」という。）は、基本構想を踏まえ、これまでのイオル再生等アイヌ文化伝承方策検討委員会における検討結果をもとに、アイヌの伝統的生活空間の再生の本格的な展開を図っていくための具体的な取組みを進める上で必要とされる基本的な事項を取りまとめるものであり、基本構想とともに、アイヌの伝統的生活空間の再生に関する事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）の基本となるものである。

実施要領は、アイヌ文化振興等施策推進会議が、学識経験者、アイヌ文化伝承活動実践者等の意見を聴き、策定するものとする。また、事業の実施状況の検証や事業の評価等を踏まえ、必要な改定を行うこととし、策定の場合と同様の手続を経るものとする。

(2) 実施要領の内容

実施要領においては、アイヌの伝統的生活空間の再生に関し、地域における事業の実施に関する基本的事項、空間の形成及び運営管理、自然素材の育成、空間において実施される活動、必要な措置などについて、その指針や手続等に関する基本的な事項を定める。

なお、この実施要領は、アイヌの伝統的生活空間の再生の本格的な展開に向けて、課題や改善点を明らかにし、運営管理方法等の確立を図るため、平成18年度に着手される具体的な取組みを効果的に進めることを主眼とするものである。

本格的な展開を図るために必要な事項等については、平成18年度以降におけるアイヌの伝統的生活空間の再生に関する検証結果等を踏まえながら、アイヌの伝統的生活空間の再生が将来的に目指す姿について整理を行った上で、実施要領に反映させるものとする。

2. アイヌの伝統的生活空間の再生に関する事業実施計画

(1) 事業実施計画の性格

事業実施計画は、基本構想及び実施要領を踏まえ、事業年度ごとに、確保されることが見込まれる予算の範囲内で事業を実施するための計画として策定されるものであり、この計画に基づき、地域におけるアイヌの伝統的生活空間の再生に関する事業が実施されるものである。

事業実施計画は、アイヌ文化振興等施策推進会議が、学識経験者、アイヌ文化伝承活動実践者等の意見を聴き、策定するものとする。

なお、アイヌ文化振興等施策推進会議は、事業実施計画の策定に当たり、関係市町村や関係機関等から要望を聴くものとする。

また、事業の実施状況の検証及び事業の評価等の結果を踏まえ、必要な改定を行うこととし、策定の場合と同様の手続を経るものとする。

(2) 事業実施計画の内容

事業実施計画においては、事業年度ごとに、アイヌの伝統的生活空間の再生に関する事業に関し、次に掲げる事項等について定めるものとする。

- ①目的
- ②地域
- ③推進体制
- ④空間の活用等（空間の形成及び運営管理等）
- ⑤自然素材の育成
- ⑥空間において実施される活動
- ⑦予算
- ⑧その他配慮すべき事項等

II 地域におけるアイヌの伝統的生活空間の再生

1. アイヌの伝統的生活空間の再生に関する基本的考え方

(1) 基本構想における基本的考え方

ア) 必要性和意義

流域を中心とした生活領域において自然と共生していたアイヌの人々が、その文化の保存、継承、発展を図るためには、アイヌ文化を育んできた自然を再生し、個別の文化活動を実践していく上で必要な自然素材の確保が具体的に可能となるような自然空間の再生と整備が必要であり、その自然空間を良好な状態で維持していくことが不可欠である。

また、これまで自然素材の確保のための対応策がほとんど講じられてこなかった状況等を克服するためには、国を始め、北海道や関係市町村による施策の下、アイヌの人々による伝承活動の拠点となることが期待される地域において、アイヌの伝統的生活空間の再生をイメージして、このような自然空間を再生・整備し、維持していくことが必要である。

アイヌの伝統的生活空間の再生に関する事業を推進することは、アイヌ文化の保存、継承、発展に大きく寄与することが期待されるとともに、アイヌの伝統や文化に関する国民全体への知識の普及や啓発が図られることが期待される。

イ) 基本的な機能と形態

①基本的な機能

アイヌの伝統的生活空間の再生は、自然と共生していたアイヌの人々の伝統的な生活の場（イオル）をイメージし、個別の伝承活動に必要な自然素材の供給を可能とする、自然を基本とする空間を形成するものと考えられる。

また、この空間においては、①アイヌ文化の伝承に必要な自然素材の確保が一定のルールの下で自由に行うことができるとともに、併せて、②その空間において確保された自然素材を活用した、アイヌの人々の自然観に根差した工芸技術等の文化の伝承活動、自然と共生していたアイヌの人々の知恵を生かした文化の体験あるいは交流等の活動が行われることが考えられる。

この空間で行われる具体的な活動として、樹木・草本等の植物の採取や栽培、魚類・動物の捕獲や保護、これらの活動に関連する文化的な営みなどが考えられる。

②基本的な形態

この空間は、自然素材が存在する自然空間として、①森林、耕地等の領域と、②水辺（河川、湖沼、海岸、沿岸域）の領域のほか、これらの自然空間と一体的に利用される付随的な空間も含んだ総体として考えられる。

この空間を構成する要素として、確保された自然素材の入手、配分、加工、調製、利用、保存等を含む一連の工程に関する実験や試験、実習、実演等及びそれらの活動に伴う情報発信などを行い、工芸技術等の文化の伝承活動、体験あるいは交流等の活動のための機能を備えた設備、施設等を、必要に応じて自然空間に付带的に備えることが考えられる。

(2) 目指す姿

アイヌの伝統的生活空間の再生の本格的な展開に当たっては、アイヌ文化の伝承活動の拠点となることが期待される地域において、自然空間の再生・整備が進められ、自然素材の確保が継続的に保証されることにより、アイヌの人々が技術や儀礼等を通じて、アイヌ文化の保存、継承、発展を図り、民族としてのアイデンティティを共有することが可能となる場が保証されることを目指すべきであると考えられる。

なお、それぞれの空間における環境や条件等の整備の進展に合わせて、それらの検証の結果等を踏まえながら、それぞれの空間全体がネットワークを形成し、それらの空間以外の地域も合わせて、効果的に運用されるよう、空間全体のネットワークとしてのあり方について整理を行うとともに、アイヌの伝統的生活空間の再生が将来的に目指す姿について整理する。

それらの結果を踏まえ、基本構想及び実施要領の見直しを行うこととし、その内容を反映した基本構想及び実施要領は、アイヌの伝統的生活空間の再生の本格的な展開に当たって指針となるものである。

2. 地域におけるアイヌの伝統的生活空間の再生に関する基本的事項

(1) 基本的考え方

地域におけるアイヌの伝統的生活空間の再生においては、アイヌの伝統的生活空間の再生の目的を達成するため、基本構想に示された基本的考え方を踏まえ、事業実施計画に基づいて、施策の展開を図る。

このため、国土交通省北海道局、文化庁、北海道、アイヌ文化振興・研究推進機構、北海道ウタリ協会のほか、関係市町村、アイヌ文化伝承活動実践者又は団体、関係機関等は、連携・協力しながら、アイヌの伝統的生活空間の再生の目的を達成するために必要な役割を果たす。

特に、地域における効果的な施策の推進を図るため、アイヌ文化伝承活動実践者又は団体等が中心となって、関係市町村の協力を得て、地域における事業の中心となる空間の活用等の実務を担う。

また、アイヌの伝統的生活空間の再生に関する施策の展開や地域の設定等に当たっては、それぞれの地域の事情も踏まえながら、アイヌの人々の自主性が尊重され、その意向が反映されるよう努める。

地域における事業の実施に当たっては、アイヌ文化振興・研究推進機構による事業を重点的に実施するとともに、合わせて、自然再生など他の関連する事業等により必要な支援を行う。

また、実施する個別の事業については、見込まれる効果に関する事前評価や事業の実施状況に関する検証及び事業の評価を実施することにより、その必要性や効果等に照らして、優先的に実施すべきものを精査し、効果的に実施する。

特に、自然空間の再生・整備を早急に進めることが必要であることにかんがみ、自然を基本とする空間を形成するという基本的な機能の確保を目指すことを優先することとし、空間を活用して実施される体験交流等の活動については、施策が展開される空間全体のネットワークの形成と並行して実施するものとする。

(2) 地域の設定

アイヌの伝統的生活空間の再生を進めることとされる地域の設定については、アイヌ文化振興等施策推進会議が、先行実施地域における実施状況等も踏まえ、学識経験者、アイヌ文化伝承活動実践者等の意見を聴き、定めるものとする。

なお、地域の設定に当たっては、それぞれの地域の事情を踏まえ、アイヌの人々の自主性が尊重

され、その意向が反映されたものとなるよう配慮する。

当面は、地域の環境・条件やアイヌの人々の意向等を踏まえて、先行して進めることとされた白老地域において、空間の形成及び運営管理等を重点的に行うこととし、空間全体のネットワークとしてのあり方についての整理の結果等を踏まえ、地域の設定を行うものとする。

なお、地域の設定に当たっては、それぞれの空間がネットワークを形成し、それらの空間以外の地域も合わせて、全体として効果的に機能を発揮できるよう、自然素材の種類等や地域の特性などに応じて、機能の分担や連携を図る。

(3) 推進体制

アイヌの伝統的生活空間の再生に係る機関等は、アイヌの伝統的生活空間の再生の推進に関する施策の展開を図るため、それぞれ次のような役割等を担うものとする。

ア) アイヌ文化振興等施策推進会議

アイヌ文化振興等施策推進会議は、国土交通省北海道局、文化庁、北海道、財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、社団法人北海道ウタリ協会により構成され、関係機関の連携の下、アイヌ文化振興等の施策の充実に取り組むことを目的とし、事業の実施状況の検証や事業の評価を踏まえて、効果的な実施方策の検討などを行うことにより、アイヌの伝統的生活空間の再生について、その全体的な監理を行う。

なお、必要に応じて、意見等を聴くため、関係市町村又は関係団体等の出席を求める。

また、会議の運営に当たっては、効率的な運営を図る観点から、同推進会議に置かれる幹事会を必要に応じて活用する。

イ) アイヌ文化振興等施策推進会議構成機関

国（国土交通省北海道局、文化庁）は、アイヌ文化振興等施策推進会議（その下に置かれる委員会、ワーキンググループ等を含む）を活用し、アイヌの伝統的生活空間の再生に関して、基本構想、実施要領、事業実施計画等の策定、予算要求等の取りまとめ、関係省に対する要望・調整など、実施のための基本的な環境・条件の整備等を中心とした全体的な管理を行う。

北海道は、アイヌの伝統的生活空間の再生に関して、国（国土交通省北海道局、文化庁）と連携しつつ、北海道の地域において、実施のための基本的な環境・条件の整備等を行う。

アイヌ文化振興・研究推進機構は、アイヌの伝統的生活空間の再生に関して、関係市町村等に対する事業の委託、関係市町村、アイヌ文化伝承活動実践者又は団体等が実施する事業に対する助成を行うとともに、空間の活用等に関する指導・助言等を行う。

また、事業の実施状況の検証及び事業の評価を行う。

北海道ウタリ協会は、アイヌの伝統的生活空間の再生に関して、空間の運営管理に参画するアイ

又文化伝承活動実践者又は団体等と連携を図りつつ、アイヌ文化の伝承等の活動の実施に関する調整等を行う。

ウ) 地域における実施機関等

関係市町村は、学識経験者、空間の活用等に関する専門機関、アイヌ文化伝承活動実践者又は団体等の協力を得て、空間の活用等の実務を担う組織として、アイヌの伝統的生活空間の再生に関する事業の運営管理事務局（以下「事業運営管理事務局（仮称）」という。）を運営するとともに、必要に応じて、アイヌ文化振興等施策推進会議に出席する。

なお、土地や設備・施設等の使用などに関連する契約、事業の受託、事業に対する助成等については、その内容に応じて、その主体となるものとする。

また、空間の活用等に関して、必要に応じて、関連する事業に対する助成や規制緩和等の支援などを行うとともに、関連する事業を自ら実施する。

アイヌ文化伝承活動実践者又は団体等は、関係市町村の協力を得て、空間の活用等の実務を担うとともに、空間を活用した伝承等の活動を行う。

なお、土地や設備・施設等の使用などに関連する契約、事業の受託、事業に対する助成等については、その内容に応じて、その主体となるものとする。

エ) 事業運営に関する諮問委員会

アイヌの伝統的生活空間の再生事業運営諮問委員会は、アイヌ文化振興等施策推進会議の下に置かれ、学識経験者及びアイヌ文化伝承活動実践者若干名で構成され、諮問を受けて、アイヌの伝統的生活空間の再生に関し、事業の運営方針や計画のほか、事業の実施状況の検証及び事業の評価等に関する審議を行い、答申を行う。

なお、必要に応じて、意見等を聴くため、関係市町村又は関係団体等の出席を求める。

3. 空間の活用等

地域におけるアイヌの伝統的生活空間の再生のために必要な空間を形成するとともに、空間を活用して、伝承活動等に必要な自然素材の入手から配分、利用、加工、調製、保存等の一連の工程を実施するための空間の運営管理等を行う。

(1) 空間の形成

アイヌの伝統的生活空間の再生を進めることとされた地域において、アイヌ文化振興・研究推進機構からの事業委託を受けて、関係市町村（事業運営管理事務局（仮称））が、事業実施計画に基づき、アイヌ文化伝承活動実践者又は団体等と協力し、地域の環境・条件等に即して、空間の形成のための事業等を実施する。

地域におけるアイヌの伝統的生活空間の再生のために必要な設備・施設等については、既存の設備・施設等を積極的に活用することとし、既存の設備・施設等の活用によっては必要な機能を整え

ることが困難な場合においては、地域の環境・条件等に応じて、必要な措置について検討を行う。

(2) 空間の運営管理

空間の活用のための運営管理については、アイヌ文化振興・研究推進機構からの事業委託を受けて、関係市町村（事業運営管理事務局（仮称））が、アイヌ文化伝承活動実践者または団体等の協力を得て、事業実施計画に基づき、次のような運営管理を行う。

- 自然素材の確保（自然空間における動植物の採取・捕獲・栽培、購入、分配等）
- 確保した自然素材の加工・調製・利用・保存等
- 運営管理のための予算の管理
- 自然空間に係る財産等の管理
- 運営管理のための要員の養成・確保
- 地域における空間の利用に関する調整
- アイヌ文化の伝承活動や体験交流等の活動に関する調整
- 生製品の活用
など

自然素材の継続的な確保を実現するため、自然素材の種類等や地域の特性などに応じて、確保の方法等について、有効な方策を設定する。

必要な自然素材の確保に当たっては、自然空間における採取、捕獲、栽培等に加え、空間におけるアイヌ文化の伝承活動、体験交流等の活動の目的を達成するため、必要に応じて、購入や他の地域からの入手等も合わせて行うこととする。

また、確保された自然素材の入手、配分、加工、調製、利用、保存等を含む一連の工程としての仕組みを構築する。

これらの空間の活用等の事業に合わせて、アイヌ文化の保存、継承、発展を図る観点から、伝承活動の拠点となる空間の運営管理のための人材の育成や調査研究を必要に応じて実施する。

4. 自然素材の育成

アイヌの伝統的生活空間の再生を進めることとされた地域において、アイヌの伝承活動等に必要な自然素材を安定的に確保し、再生するため、アイヌ文化振興・研究推進機構からの事業委託を受けて、関係市町村（事業運営管理事務局（仮称））が、アイヌ文化伝承活動実践者又は団体等の協力を得て、事業実施計画に基づき、地域の環境・条件等に即して、アイヌ文化の伝承活動等に必要な自然素材の育成のための事業等を実施する。

事業実施計画を踏まえ、それぞれの自然素材について、その生育のために必要な期間や栽培方法等に照らして、当面の採取等を目的とした育成や長期的に安定した確保を図るための育成などのほか、栽培方法の確立のための試験栽培等を効果的に組み合わせて実施するものとする。

また、栽培方法に関する試験研究等の専門的な分野に関する事業については、試験研究機関等へ

の委託などを通じて、栽培方法の確立を図りながら、育成に移行するものとする。

なお、育成環境等の整備については、空間の形成と同様に既存の設備・施設等を積極的に活用するものとする。

5. 人材育成及び調査研究

アイヌの伝統的生活空間の再生を円滑に実施するため、空間の活用等に関する事業や自然素材の育成に関する事業に携わる人材の育成、これらの事業に関連する調査研究に関する事業を必要に応じて実施する。

6. 空間を活用して実施される活動

アイヌの伝統的生活空間の再生に関連して、空間の活用等に関する事業や自然素材の育成に関する事業に合わせて、空間を活用して実施されるその他の文化的活動を必要に応じて実施するものとする。

これらの事業については、関係市町村（事業運営管理事務局（仮称））やアイヌ文化伝承活動実践者又は団体等が、事業実施計画に基づき、実施する。

また、アイヌ文化振興・研究推進機構が実施する事業等を必要に応じて活用する。

なお、これらの事業については、地域の環境や条件、関連する活動の実施状況等に照らして、また、事業の実施状況や効果等について検証及び評価を行いながら、効果的な内容及び方法等により実施する。

（1）体験交流のための活動

アイヌの伝統的生活空間の再生が進められる空間において、確保された自然素材を活用し、アイヌ文化に関する理解を促進するため、自然と共生していたアイヌの人々の知恵を生かした文化の体験又は交流のための活動を実施する。

体験交流のための活動は、アイヌ文化全般に関し、アイヌの人々も含む幅広い国民を対象とするものとするが、年齢やアイヌ文化に対する理解の程度の違いなどに適切に応じた内容や方法により実施する。

（2）その他の文化的活動

アイヌの伝統的生活空間の再生に関連して、アイヌ文化の振興、アイヌの伝統及び文化に関する国民に対する知識の普及啓発等について、人材の育成、調査研究、その他文化的活動を必要に応じて実施する。

7. 必要な措置等

(1) 予算

国（主として国土交通省北海道局及び文化庁）及び北海道は、アイヌの伝統的生活空間の再生に関し、空間の形成及び運営管理、自然素材の育成等に関する事業に対して、必要な予算措置を講じるものとする。

また、国（主として国土交通省北海道局及び文化庁）及び北海道は、アイヌ文化伝承活動実践者又は団体等や関係市町村が、確保された自然素材や自然空間を活用して行うアイヌ文化の伝承活動や体験交流等の活動などに対して、必要な予算措置を講じるものとする。

なお、国（主として国土交通省北海道局及び文化庁）及び北海道による予算措置は、アイヌ文化振興・研究推進機構に対する補助を基本とするものとする。

関係市町村は、地域の環境・条件等に即して、国（主として国土交通省北海道局及び文化庁）及び北海道とともに、必要に応じて、予算措置等を講じるものとする。

(2) 規制緩和等

国（主として国土交通省北海道局及び文化庁）、北海道及び関係市町村は、アイヌ文化の保存・継承・発展を図る観点から、アイヌの伝統的生活空間の再生に関連する事業の実施や、アイヌ文化の伝承活動や体験交流等の活動の実施に関連して、低・未利用地等の積極的な活用や、特区制度の活用などを含め、必要な規制緩和等の措置について検討を行う。

また、必要に応じて、関係省等に対して、これらの措置が講じられるよう、要望・調整等を行うものとする。

(3) 実施状況の検証及び事業の評価

アイヌ文化振興・研究推進機構は、効果的な施策の展開を図る観点から、事業年度ごとに、アイヌの伝統的生活空間の再生に関する事業の実施状況について、検証を行い、アイヌ文化振興等施策推進会議に報告する。

また、アイヌ文化振興・研究推進機構は、本格的展開に移行するまでの間に、地域における事業の実施状況等を勘案して、事業の評価を行い、アイヌ文化振興等施策推進会議に報告する。

アイヌ文化振興等施策推進会議は、事業の実施状況の検証及び事業の評価の結果について、アイヌの伝統的生活空間の再生事業運営諮問委員会の意見を聴き、事業の実施に反映させる。

また、事業の実施状況の検証及び事業の評価の結果を公表する。

アイヌ文化振興等施策推進会議は、事業の実施状況の検証及び事業の評価のための考え方について検討を行い、その手法を確立する。

(4) その他

アイヌの伝統的生活空間の再生の目的を達成するために必要と考えられる事業等の実施が、既存の制度、設備・施設等によっては困難である場合においては、アイヌ文化振興等施策推進会議において、必要な措置について検討する。

(資料1 参考) アイヌの伝統的生活空間の再生に関する推進体制(イメージ)

